

担保取引に関する法律

第 1 章 総則

第1条 【目的及び解釈の原則¹⁾】

1. この法律の目的は、本法令第 6 条に定める担保物による債務の担保に関する統一された規則一式を通して、経済活動を促進することである。
2. 本法令の規定及びその他の法令の規定に矛盾があった場合、その他の法令において本法令の矛盾する規定について具体的な引用又は改正がある場合を除き、本法令が優先する。本法令において定められていない規定については、カンボジア王国民法が適用される。

第2条 【範囲】

1. 本法令は、以下のものに適用される。
 - (a) 本法令第 6 条に定める担保物により債務を担保する効果を有する動産質権、所有権移転、委託及び譲渡を含む全ての取引
 - (b) 口座及び担保付売買契約の売買
 - (c) 1 年を超える期間の物品の賃貸借
2. 本法令は、その形態又は合意書において用いられている用語にかかわらず、また担保権者又は債務者が所有権を有しているかを問わず、第 1 項において特定される取引に適用される。
3. 契約能力に関し設定される代理²⁾、詐欺、強要、錯誤及び破産に関するすべての法が、本法令を補足する。
4. 本条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、本法令は以下のものには適用されない。
 - (a) 従業員の報酬に関する請求権の移転
 - (b) 事業の売却の一部として生じる口座又は担保付売買契約の売却
 - (c) 回収だけを目的とした口座、担保付売買契約又は証書の譲渡
 - (d) 契約に基づく支払いを得る権利の譲受人への譲渡であって、当該契約によりこの履行が義務付けられているもの
 - (e) 担保物の果実³⁾を除き、預金、当座預金口座、普通預金口座、通帳及びその他の現金口座への利息

¹⁾ クメール語の条文にはないが、英訳に補足されている見出しを便宜上記載。以下同様。

²⁾ カンボジア民法の「代理」とは異なる言葉が用いられている。以下同様。

³⁾ クメール語では「果実」が用いられているが、条文の意図として、賃料のほか、売却代金も含む「担保物の価値の変容物」と考えられる。以下同様。

第3条 【定義】

本法令において、すべての用語は以下の定義とする。

1. 「農産物」とは、立木を除く、以下の農業に携わる債務者の物品をいう。
 - (a) 栽培された、栽培中の又は今後栽培される収穫物
 - (b) 水産業の経営において生産される水産物
 - (c) 生まれている又はまだ生まれていない全種の家畜
 - (d) 農業の経営において使用又は生産される供給品
 - (e) まだ生産されていない状態での収穫物又は家畜の製品
2. 「1年を超える期間の物品の賃貸借」とは、以下をいう。
 - (a) 1年を超える期間が定められている物品の賃貸借
 - (b) 最終的に決定される期間が1年を下回る場合であっても、無期限の物品の賃貸借
 - (c) 当初は1年間又は1年を下回る期間であっても、賃借人が貸借人の同意を得て1年間、賃借人が物品を取得してからその物品を中断なく又は実質的に中断なく占有している物品の賃貸借。但し、当該賃貸借は、賃借人による占有が1年を超えるまで、1年間の物品の賃貸借とはならない。
 - (d) 1年間又は1年を下回る場合であっても、1年を超える期間の更新が可能であることを定める物品の賃貸借
3. 「購入」とは、買主、受贈者、担保物の譲受人、担保権者又は抵当権者、若しくはその他財産について権利を生じさせる任意の取引者として、権利を得ることをいう。購入により動産を取得する者は「買主」という。
4. 「同意の認証」とは、同意を付与する当事者の身分を証明する意図をもって、又は記録に法的な効力を持たせるために同意又は認証する意図をもって、手動又はその他の方法により、名称又は他のシンボルを認める又は署名することをいう。
5. 「担保」とは、支払義務、支払義務の補完及び信用状の発行人の支払義務、口座、担保付売買契約、文書、証書又はその他無形財産に基づく支払い又は履行の補完義務をいう。
6. 「担保付売買契約」とは、物品又は物品の賃貸借について、金銭支払義務を生じさせ、かつ担保権を設定する記録をいう。
7. 「担保合意」とは、担保権を設定する又は特定する合意をいう。
8. 「債務者」とは、債務又は負債のある者をいい、この者が担保物を所有しているか又は権利を有しているかを問わず、口座若しくは担保付売買契約の売主、物品の受託者及びこの法律に従った賃貸借に基づく動産の賃借人を含む。
9. 「口座の債務者」とは、口座、担保付売買契約又はその他無形財産について義務を負う者をいう。
10. 「記録」とは、有形媒体に記された情報、又は電子的若しくはその他の方法で保存されている情報で、理解可能な形式で読み出すことができる情報をいう。登録⁴事務所

⁴ クメール語では「供託」が用いられている。以下同様。

が定める方法により登録事務所に対し交付される通知書, 変更届, 延長届又は終了届は, 記録とみなす。

11. 「口座」とは, 売却又は賃貸された物品代, 若しくは文書又は担保付売買契約のないサービス代を得る権利をいう。
12. 「法定担保権者⁵」とは, 以下の者をいう。
 - (a) 裁判所の公務員若しくは破産手続における管財人若しくは臨時管財人を含むカンボジア王国政府の公務員に訴えを提起することによって担保権者の担保物への権利を得る者, 又は担保権者の担保物を差押える権利を有する者
 - (b) その他の法令に基づき, 一般先取特権を有する者又は特定動産の先取特権を有する者
13. 「定着動産」とは, カンボジアに存在する土地法に基づく物権を生じさせる状態で不動産に定着している物品, 又は不動産に定着させることが意図されている物品をいう。
14. 「対価」とは, 以下のいずれかの状態で権利を取得した場合, 当該権利について与えられた価値である。
 - (a) 契約が撤回可能か否かにかかわらず, 与信枠の授与を有効とする約束に対する報酬として
 - (b) 既存の請求の全て又は一部の相殺又は担保物として
 - (c) 既存売買契約に基づく引き渡しを受けることにより
 - (d) 約束に対する報酬又は交換で提供したものに対する報酬として
15. 「物品」とは, 担保権が設定された時に動産であった物をいう。この用語には, 採取後に担保権が設定される鉱物, 伐採しようとする木材, 生まれていない若い動物, 並びに木, つる植物及び茂みに育つ収穫物を含む栽培された, 栽培中の若しくは今後栽培される収穫物が含まれる。この用語に, 口座, 担保付売買契約, 金銭, 文書又は証書は含まれない。
16. 「消費物品」とは, 主に個人, 家族又は世帯の諸目的のため使用されるために買った物品又は使用された物品をいい, 車両番号付きの車両を除き, 担保権の対象になり得ない。
17. 「混同物品」とは, その他物品と何らかの方法で結合され, その物品の独自性が失われ, 新製品又は集合物に入る物品をいう。
18. 「その他無形財産」とは, 物品, 口座, 担保付売買契約, 文書, 証書及び金銭を除く全ての動産又は権利をいう。
19. 「販売委託」とは, 形式又は用語にかかわらず, ある者(販売委託者)が販売を目的として商人(販売受託者)に対し物品を引き渡し, 以下の条件を満たす取引をいう。
 - (a) 商人が, 販売委託者の名称ではない名称の下, その種類の物品を売買している。

⁵ 「法定担保権」には, カンボジア民法の「留置権」が用いられている。以下同様。

- (b) 商人は、競売人ではない。
- (c) 商人に対する引渡しの前に、物品が消費物品ではない。
- (d) 当該取引が債務を担保する担保権を生じるものではない。
20. 「者⁶」とは、カンボジア法により認められている自然人又は法人をいう。
21. 「通常の事業における買主」とは、善意かつ販売が他者の権利を侵害すると知らないで、販売する事業を営む者からその種類の物品を買う者をいう。
22. 「担保物の果実」とは、担保物の売却、賃貸、許諾、交換又はその他処分により得られるあらゆるものである。担保物から生じる権利、担保物の価値の範囲で担保物の損失、瑕疵又は損害から生じる請求、担保物の価値の範囲でかつ債務者又は担保権者に対し支払われ得る範囲で、担保物の損失、瑕疵又は損害を理由に支払われる保険金など、担保物について回収されるあらゆるもの、又は分配されるあらゆるものをいう。
- 「金銭果実」とは、現金、小切手、銀行に預ける資金財団の果実及びそれらに類似する担保物の果実をいう。
23. 「担保権者」とは、貸主、売主、又は担保付売買契約若しくは口座の購入者、販売委託者及びこの法律の規定による賃貸借の賃貸人を含む担保契約に基づき担保権を取得する者をいう。
24. 「通知書上の債権者」とは、登録された当初通知書又は変更届において、担保権者又は担保権者の代表者として氏名が記載されている者をいう。その者は、登録期間内、又はその債権者の氏名を除外する有効な変更届が登録されるまで、又は通知書上の債権者による有効な担保権終了届まで、又は担保権者に関する通知書の期限の経過まで、通知上の担保権者の地位を有する。
25. 「車両番号付きの車両」とは、債務者の目録財産ではない車両で、自動車、トレーラー、飛行機、船又はモーターボートをいう。
26. 「証書」とは、担保合意又は賃貸借契約とは別の、金銭を取得する権利を証明する記録、かつ、通常事業において必要な裏書又は権利の譲渡による記録の引渡しの方法によって移転される権利を証明する記録をいう。この用語には、担保権の証明書が含まれる。
27. 登録事務所において登録された又は登録のため提出された記録をいう。この用語には、登録された又は登録のため提出された変更届、延長届及び終了届が含まれる。
28. 「付合物」とは、主たる動産の特性が失われないう状態でその他の動産を結合した動産をいう。
29. 「目録財産」とは、販売若しくは賃貸のため占有されている物品、又は原材料、仕掛品、事業において使用される用具をいう。
30. 「購入代金担保権」とは、以下の場合の担保権をいう。

⁶ 権利義務及び行為の主体の趣旨であり、「者」のほか、日本語では「買主」等と表記される場合も含む。

- (a) 全部又は一部の物品代金を担保するために、売主により取得された又は留保された場合。
 - (b) 債務者が物品の権利を得、又は物品を使用することによって債務を発生させた場合において、売主以外の者が対価を抛出し、当該対価が実際に目的どおりに使用された場合に、売主以外の者が担保を取得する場合。
31. 「権利の譲渡」とは、ある者から他者への口座、担保付売買契約、文書若しくは証書その他支払いを得る権利の全て又は一部の移転をいう。
譲渡を行う者は、譲渡人といい、譲渡を受ける者は、譲受人という。
32. 「通常の事業の賃借人」とは、善意で、賃貸借が第三者の物品に対する所有権、担保権又は権利を侵害すると知らない者で、通常の事業でその種類の物品を販売又は賃貸する者から賃借する者をいう。「リース契約」は、現金、又はその他の資産を報酬として締結することができる。
33. 「備品」とは、農産物、目録財産、消費物品又は車両番号付き車両ではない物品をいう。
34. 「文書」とは、所有権証明書若しくは、物品の運送又は保管事業に携わる者により発行される船荷証券、ドック倉庫証券及び倉庫証券等の受領書をいう。

第4条 【担保権】

1. 担保権は、債務の履行を担保する担保物への物権である。
2. 本条第3項の場合を除き、この法律に基づき、如何なる者でも、担保権を設定し、又は得ることができる。
3. 債務者の物品の購入代金担保権を除き、消費物品に担保権を設定することはできないものとする。
4. 債務者が担保物について、使用、占有、販売、交換、混同又はその他処分を行う権利を有する場合でも、これを理由に担保権が無効とみなされるものではない。

第5条 【担保付債務】

1. 担保権は、一つ又は複数の債務を担保するものとして、具体的又は包括的に定めることができる。
2. 担保付債務は、金銭債務又は非金銭債務である場合がある。
3. 担保付債務には、カンボジア法又は諸外国の法令が適用され得るが、いずれの場合でも、この法律の規定が適用されるものとする。
4. 特定債務、条件付債務又は選択債務であるかにかかわらず、担保権をもって将来債務を担保することができる。
5. 当事者間の合意により、担保権をもって既存の債務を担保することができる。

第6条 【担保物】

1. 担保物は、全種の物品及び動産であることができる。
2. 担保物は、物権、債権及びその他の無形財産等であってもよい。
3. 担保物は、定着物であってもよい。
4. 担保物は、現在存在しているものか、又は将来発生するものであってもよい。
5. 担保物は、カンボジア国内外を問わず、どこに所在してもよい。
6. 担保物は、口座、委託された物品を売却した担保付売買契約、賃貸された物品及び担保物の果実であってもよい。
7. 担保物の説明は、その説明の中に、担保物の表示を合理的に識別することができる場合に十分となる。担保物の説明は、車両番号付きの車両を除き、一般的な用語で示すことが可能である。債務者の「全ての積極的財産」又は「全ての動産」との説明は、消費物品に関する場合を除き、十分な説明とする。

第7条 【担保合意の効力】

1. 担保合意は、書面記録の形式で行わなければならない。担保合意は複数の記録を統合することにより、成立させることができる。
2. 担保合意は、この法律に別途定めがある場合を除き、当事者間の諸条件に従い有効とし、担保物の買主及び債権者に対しても、有効である。
3. 担保合意は、複数の担保権を定めることができる。

第8条 【担保権者が占有する担保物】

1. 担保権者は、自身の占有下にある担保物の保管及び保全について、現状を変更しないよう注意を払うものとする。
2. 別途合意された場合を除き、担保物が担保権者の占有下にある場合、
 - (a) 保険料及び担保物に関連する税金若しくは費用の支払いを含む合理的な費用は、債務者が支払うものとし、担保物により担保される。
 - (b) 保険の補償範囲を超える金銭に限り、事故による損失又は損害の危険は、債務者の負担とする。
 - (c) 担保権者は、金銭である果実を除き、担保物から得る果実を追加担保権として保有することができ、金銭である果実は、債務者に移転した場合を除き、担保付債務と相殺されるものとする。

第9条 【担保物への担保権設定】

1. 担保権は、担保物に対して設定され、以下の場合にのみ、担保物について、債務者及び第三者に対し実行可能となる。
 - (a) 債務者が担保物について定める担保合意の同意が認証されている。

- (b) 債権者から債務者に対し対価が提供されている。
 - (c) 債務者が担保物について権利を有しており、又は担保権者に対して、担保物の権利を移転する権限を有している。
2. 別途合意がある場合を除き、担保物への担保権の設定により、担保権者はこの法律に定められているとおり、担保物の果実を得る権利を有する。

第2章

対抗要件の具備及び優先順位

第10条 【担保権に関する対抗要件の具備】

1. 担保権が担保物に設定され、本条における全ての要件が充足された場合に、担保権の対抗要件が具備される。
2. この法律において別途定めがある場合を除き、担保権の対抗要件を具備するため、この法律に従い通知書を登録しなければならない。
3. 消費物品の購入代金担保権は、通知書を登録することなく、物品に設定する際に対抗要件が具備される。
4. 物品、証書、文書又は担保付売買契約の担保権は、通知書の登録により、又は担保権者による担保物の占有により対抗要件を具備することができる。
5. 担保権は占有により対抗要件の具備が継続され、占有された時から、占有が続いている間のみ有効とする。
6. 金銭の担保権は、金銭的な担保物の果実を除き、担保権者が金銭の占有をする場合のみ、対抗要件を具備することができる。
7. 車両番号付き車両の担保権は、車両番号付き車両を全体的に説明する通知書又は車両番号を証明する通知書の登録により対抗要件を具備することができる。
8. 金銭の担保権を除く担保権は、担保権者の占有期間の前、期間中又は期間後に対抗要件を具備することができる。
9. 担保物の果実に対する担保権の対抗要件を具備するために、通知書の登録は必要ではない。
10. 物品の証明文書を発行した受寄者により物品が占有されているとき、当該文書について担保権の対抗要件を具備することにより、物品の担保権の対抗要件を具備することができる。受寄者が物品を占有している間に、他の方法により対抗要件が具備された担保権は、文書により対抗要件が具備された担保権に劣後する。
11. 担保物に対する担保権の対抗要件の具備により、担保物を補完する保証に対する担保権の対抗要件も具備する。当事者は、保証に対する担保権の対抗要件を具備するために、通知書を登録する必要がない。

12. 債務履行又は支払いを得る権利に対する担保権の対抗要件の具備をすることにより、支払いを得る権利を担保する不動産への抵当権契約に対する担保権の対抗要件をも具備する。

第11条 対抗要件具備の継続

1. 担保権は、ある一つの方法でまず対抗要件が具備され、その後、他の方法で対抗要件が具備された場合、前後の方法で対抗要件が具備されない期間も、間隔なく、継続して具備される。
2. 担保権者が対抗要件を具備した担保権を移転する場合、債務者の債権者及び債務者から担保物を取得する者に対して担保権の対抗要件の具備を継続するために、この法律に基づく通知書を登録する必要はない。

第12条 【同一の担保物に対する担保権の優先順位】

1. 同一の担保物に対する複数の担保権は、この法律において別途定めがある場合を除き、登録又は対抗要件の具備の時期により優先順位が決まるものとする。
2. 優先順位は、その後、登録がないこと及び対抗要件の具備がないことによる間隔が生じなければ、担保物についての通知書登録時又は担保権の対抗要件具備時のいずれか早い方から始まるものとする。
3. 最初に設定される担保権は、登録していない又は対抗要件を具備していない担保権よりも優位とする。
4. 担保物の登録日又は対抗要件を具備した日を、その担保物の果実の登録日又は対抗要件を具備した日とみなす。

第13条 【法定担保権の優先順位】

以下の時期に、この法律に従い法定担保権者が自分の権利の通知書を登録していない限り、担保権は、法定担保権者の権利よりも優位とする。

1. 担保権の対抗要件が具備される前で、
2. 債権者が担保物を対象とする通知書を登録する前である。

第14条 【担保物の占有者】

1. ある者が、担保権の存在について知ることなく、担保権の対抗要件が具備される前に、担保物を購入し、対価を交付した場合、その者は担保権のない担保物を取得するものとする。担保物が有形の場合は、ある者が担保権の存在について知ることなく、担保権の対抗要件が具備される前に、担保物を購入し、対価を交付し、担保物の引渡しを受けた場合に、担保権のない担保物を取得する。

2. 第1項にかかわらず、通常の事業における買主は、担保権の対抗要件が具備されており、その買主が担保権の存在について知っていた場合でも、担保権のない物品の所有権を取得するものとする。
3. 第1項にかかわらず、消費物品の買主は、担保権の存在について知ることなく、その消費物品を対象とする通知書が登録される前であれば、担保権の対抗要件が具備されていたか否かにかかわらず、担保権のない物品の所有権を取得するものとする。
4. 第1項にかかわらず、車両番号付きの車両の買主は、担保権について知ることなく購入した場合で、登録された通知書に車両番号付きの車両について説明されていなかったか、又は登録された通知書に不正の車両番号を記載した場合にのみ、担保権のない車両番号付きの車両を取得するものとする。
5. 第1項にかかわらず、農産物の買主は、
 - (a) 農産物が消費物品として使用する目的で購入された場合、担保権のない農産物を取得するものとする。
 - (b) 消費物品以外として使用する目的で、担保権の存在について知ることなく、対抗要件が具備される前に農産物の対価を交付し、農産物の引渡しを受けた場合、担保権のない農産物を取得するものとする。
6. 金銭の譲受人は、債務者と共謀し、担保権者の権利を侵害した場合を除き、担保権のない金銭を取得するものとする。
7. 預金口座、当座預金口座、普通預金口座、通帳又はその他の現金口座からの資金である果実の譲受人は、債務者と共謀して担保権者の権利を侵害した場合を除き、担保権のない資金を取得するものとする。

第15条 【担保物の賃借人】

1. 担保物の賃借人は、担保権の存在について知ることなく、担保権の対抗要件が具備される前に、物品の引渡しを受けた場合、担保権のない賃借権を取得するものとする。
2. 第1項にかかわらず、通常営業物品の賃借人は、担保権の対抗要件が具備されていた場合でも、また賃借人が担保権の存在について知っていた場合でも、物品に対する担保権のない賃借権を取得するものとする。
3. 第1項にかかわらず、車両番号付きの車両の賃借人は、担保権の存在について知ることなく、また登録された通知書に車両番号付きの車両について正確に説明されていない場合に限り、担保権のない賃借権を取得するものとする。

第16条 【購入代金担保権に関する通知】

ある者が、債務者が物品の引渡しを受ける前に又は引渡し後5日以内に、購入代金に対する担保権に関する通知書を登録した場合、当該担保権は、担保権の設定時及び通知書の登録時の間に生じる買主、賃借人又は法定担保権者の物品の権利より優位する。

第17条 【担保物及び売得金の処分】

1. この法律において別途の定めがある場合又は当事者間の合意がある場合を除き、担保物の売却、賃貸、使用許諾、交換又はその他の処分⁷にかかわらず、担保物に対する担保権は継続するものとする。
2. この法律において別途の定めがある場合又は当事者間の合意がある場合を除き、担保物を処分する場合に、担保物の果実には担保権が継続されるものとする。
3. 担保物の果実に対する担保権は、元の担保物に対する担保権の対抗要件が具備されていた場合、継続して対抗要件を具備する担保権とされるが、以下の場合を除き、債務者が担保物の果実を得てから20日後に対抗要件のない担保権となる。
 - (a) 元の担保物に対する通知書が登録され、担保物の果実が、現金又は通知書に定められた性質のものと同様である場合、又は
 - (b) 担保物の果実に対する担保権が、20日の期間の満了前までに対抗要件を具備する場合である。

第18条 【備品、在庫及び家畜に対する購入代金担保権の優先順位】

1. 対抗要件の具備された備品に対する購入代金担保権は、債務者が当該備品を占有した場合又は占有後5日以内にその対抗要件が具備される場合、同一の備品に対する他の担保権より優位とし、またその備品の果実に対しても優先的に及ぶ。
2. 対抗要件の具備された在庫又は家畜に対する購入代金担保権は、以下の場合、同一の在庫又は家畜に対する他の担保権よりも優位とする。
 - (a) 購入代金担保権は、債務者が全ての在庫又は家畜の占有を得た際に、対抗要件を具備され、かつ
 - (b) 購入代金担保権者による通知書の登録よりも前に、他の担保権を占有する者が同じ種類の在庫又は家畜を対象とする通知書を既に登録していた場合で、購入代金担保権者が書面により他の担保権を占有する担保権者に通知を行う場合。この場合、通知書には、全ての在庫又は家畜に関する説明が記載されるものとし、通知者が債務者の在庫又は家畜に対する購入代金担保権を取得した旨又は取得する予定である旨を証明しているものとする。

第19条 【法の運用により生じる一定の法定担保権の優先順位】

以下の場合、物品の法定留置権は、対抗要件を具備する担保権より優位とする。

1. 留置権が、物品に関する材料又はサービスの代金の支払いを担保する目的で、物品を占有する者の利益のために設定された場合で、かつ
2. 当該材料又はサービスが、通常の営業において提供された場合である。

⁷ クメール語では「清算」が用いられている。

第20条 【定着物】

1. 担保権は、定着物である動産に対して設定することができ、定着物となる動産に対して継続することができる。
2. 通常の前建設資材に対する担保権は、当該建設資材が不動産に組み込まれた時点で終了する。
3. 工場の機械、容易に移動が可能なオフィス機械、家庭用製品又はその他土地及び建物と独立して使用できる物は、定着物とはみなされない。これらの動産に関する優先順位は、本条により定められるものではなく、また不動産の所有者の権利又は土地に対する抵当権者の権利に影響されない。
4. 定着動産に対する担保権は、この法律の定めがある場合を除き、不動産の物権より劣位とする。
5. 以下の場合、対抗要件が具備された定着動産の担保権は、抵当権契約の条項にかかわらず、不動産の所有者の権利、法定担保権者又は抵当権者の権利より優位とする。
 - (a) 通知書が、この法律にて要求される法定担保権者の権利に関する通知書の登録前に、又は管轄のある不動産登記事務所での抵当権契約の登記、若しくは不動産の所有者の権利の登記の前に、登録された場合
 - (b) 担保権が、物品が定着動産となる前に、債務者が提供した購入代金に対する担保権であり、物品が定着動産となる前に又は定着動産となった後の5日間以内に通知書が登録された場合。

本項(b)号に定める優先順位は、建設抵当権に対しては有効としない。建設抵当権とみなすには、不動産の改良のための建設費用の支払債務を担保する範囲において抵当権であり、また、債務を担保する抵当不動産が、現存する土地法により登記されていなければならない。
6. 本条により優先順位を有する担保権者は、債務者が債務を弁済しない際に、定着動産を外し、又は取り除くことができる。
 - (a) 定着動産を外し又は取り除く担保権者は、不動産に対する破損の修理費用を、債務者以外の抵当権者に対し、直ちに支払わなければならない。
 - (b) 担保権者は、取り除かれた物品がないこと又は取り除かれた物品の代替品が必要なことにより生じる価値の減少について、抵当権者又は所有者に対し、賠償をする必要がない。
 - (c) 賠償を請求する権利を有する者は、担保権者が賠償義務の履行について十分な保証を行うまで、外し又は取除きを拒否することができる。

第21条 【収獲物】

不動産の上に栽培する収穫物の果実に対する担保権は、債務者が不動産を占有しているか又は現存する土地法により登記される不動産の権利を有する場合、所有者又は抵当権者の権利より優位とする。

第22条 【従物】

1. 担保権は従物に対し設定することができ、その担保権は従物となる担保物に対して継続する。担保物が従物となった際に担保権が対抗要件を具備する場合、担保権は当該従物に対する対抗要件を具備したものとして継続する。
2. 債務者が債務を弁済しない場合、担保権者は、従物に対する担保権が全体の動産に対する権利を有する他者の請求権より優位する場合、その他の動産から従物を取り除くことができる。
3. 従物を取り除く当事者は、占有者の権利が担保権者の権利より優位する場合に、債務者ではない占有者に対し、全体の動産又はその他の動産の利益、全体の動産に対する修理費用、又は現実損害を賠償しなければならない。そして、
 - (a) 担保権者は、従物がないこと又は代替品を入れる必要なことにより生じる全体の動産価値の減少について、賠償をする必要はないものとする。
 - (b) 賠償を請求する権利を有する者は、担保権者が賠償義務の履行について明確な保証を行うまで、従物の取外しを拒否することができる。

第23条 【混同物品】

1. 担保権は、混合物品の各物品に対して設定することはできない。
2. 担保物が混合物品となった場合、担保権がその製品又は集合物に対して設定されるものとする。
3. 担保権が、担保物が混合物となる前に対抗要件が具備された場合、製品又は集合物に対して設定される担保権は、通知書の登録を必要とせず、その対抗要件が具備されるものとする。製品又は集合物に対する担保権の優先順位は、混合物品となった担保物に対する担保権の対抗要件が具備された時から開始するものとする。
4. 製品又は集合物に対して複数の担保権が設定される場合、以下の規則により優先順位が決定される。
 - (a) 対抗要件が具備された担保権は、担保物が混合物品となる時点において対抗要件が具備されない担保権より優位とする。
 - (b) 製品又は集合物に最初に設定される担保権が、対抗要件を具備しない担保権より優位とする。
 - (c) 複数の担保権の対抗要件が具備される場合、当該担保権は、担保物が混同物品となった時点の担保物の価値に比例して、同等の順位とする。

第24条 【担保付売買契約及び証書の売買】

担保付売買契約又は証書の買主は、担保付売買契約又は証書に対する他の担保権より優位とし、以下の場合、担保付売買契約又は証書の果実に関しても優位とする。

- 買主が自分の通常の事業において、担保付売買契約又は証書について新しい価値を提供し、それを占有している場合で、かつ
- 担保付売買契約又は証書に、他の担保権を有する者に対して譲渡された旨が記載されていない場合である。

第25条 【譲渡】

1. 口座、担保付売買契約、又は証書及びその他無形財産に対する権利の全て又は一部を譲渡することができる。
2. 譲渡は、将来金銭債権、担保付売買契約、証書及びその他の無形財産等の包括的譲渡とすることができる。
3. 譲受人は、口座の債務者及び譲渡人による合意の全ての条件に従わなければならない。
4. 口座の債務者に、権利譲渡から生じる担保権の設定、担保権の対抗要件の具備又は担保権の実行について、通知する必要はない。口座の債務者に対し通知をしなかったことは、本条に定める場合にのみ効力を有する。
5. 口座の債務者に対し通知が必要となる場合、通知は書面によるものとし、譲渡される権利を特定するものでなければならず、譲渡人又は譲受人の認証が必要とするのに対し、権利譲渡の内容又は条件を明示する必要はない。
6. 口座の債務者は、支払うべき金額又は支払期日が到来する金額が譲渡される旨、及び譲受人に対し支払う旨の通知を受けるまで、譲渡人に支払いを行うことによりその義務を履行しなければならない。
7. 権利譲渡についての通知を受けた後は、口座の債務者は、譲受人に対し支払いを行うことによりその義務を履行し、譲渡人には支払ってはならない。但し、口座の債務者が要請した場合、譲受人は当該口座が譲渡されたことを示す十分な証拠を適時に提供するものとし、譲受人がこれに応じない限り、口座の債務者が権利譲渡についての通知を受けた場合でも、口座の債務者は譲渡人に支払を続けることによりその義務を履行することができる。

第26条 【第三者の権利】

担保権者及び債務者間の合意は、口座、賃貸借契約又は担保付売買契約の売買又は譲渡を禁止し、又は制限する場合には、実行できない。

第27条 【将来貸付及び将来担保】

1. 将来貸付を行うための担保権が担保権者による対抗要件を具備した場合であっても、担保権者が法定担保権者の権利の存在を知った後、又は法定担保権者が登録事務所で自分の権利の通知書を登録してから20日を超えた後のいずれか先に到来する期日以降に設定された将来貸付の担保権に対しては、法定担保権者の権利が優位する。
2. 通知書において、債務者が将来権利を取得する担保物について定める場合、当該通知書は、破産法に基づき選任される管財人又は臨時管財人の権利に対して効力を持たず、破産法の規定に従い登録事務所にて登録した通知書の後に取得した担保物にのみ、優先順位をもつ。

第28条 【優先順位の劣後化】

この法律に基づき優先順位をもつ者は、当該優先順位の変更又は取消しに同意することができる。当事者は、当該優先順位の変更又は取消しの同意に関する通知書を登録する必要がない。

第3章 通知書の登録

第29条 【登録事務所】

担保取引の通知書登録事務所は、商業省において設立される。

第30条 【登録事務所への提出】

当該事務所は、以下を登録するための場所である。

1. この法律第44条に規定する担保物を除き、この法律が規定する担保物に対する担保権の対抗要件を具備するための通知書、及び
2. 法定担保権者の権利に関する通知書である。

第31条 【商業省の権限】

1. 商業省は、本条に定める全ての法規範を発令する権限を有する。
2. 商業省の規則等は、この法律の規定又は商事活動を促進するという目的に反してはならない。
3. 規則等は、この法律に定める手数料の支払方法を定めることができる。
4. 商業省は、電子的な方法による通知書の登録及び記録の検索を許可しなければならない。但し、商業省は、電子記録に変換可能なその他の方法により、通知書の提出及び検索の要請を許可する規則等を発令することができる。登録事務所の電子的な記録は、登録の正式な記録とみなす。

5. 商業省が、電子的な方法以外の方法で、通知書の提出及び検索の要請に関する規則等を発令した場合、商業省は、通知書の提出及び検索の要請の書式を定めることができる。

第32条 【登録事務所に関する人々の権利】

1. この法律に従い登録した通知書に記載する情報は、公記録とする。
2. 登録事務所により作成され、通知書に関連する付録及び他の記録は、公記録とする。
3. 差別することなく何人も、登録事務所に登録された公記録の写しを請求し閲覧する権利を有する。

第33条 【当初通知の内容】

1. 以下の場合、当初通知書は十分とされる。
 - (a) 債務者が特定されており、債務者の住所が記載されている。
 - (b) 担保権者又は担保権者の代理人及び住所が特定されている。
 - (c) 通知書に記載される担保物について、クメール文字及びローマ字並びにアラビア数字で説明する。これに加え、伐採される木材、採掘される鉱物又は定着物を対象とする通知書には、関連する不動産の説明も記載しなければならない。
2. 債務者が同意を認証した記録によって登録を許可した場合に限り、当初通知書を登録する権利を有する。同意の認証の記録は通知書に記載する必要はない。
3. 担保合意に署名することは、債務者が、合意書に記載する担保物、及び担保合意書が果実を明示的に記載するか否かにかかわらず、担保物の果実を定める当初通知又は変更届の登録を許可することを意味する。
4. 通知書は、担保合意の締結前又は担保権が担保物に対して設定される前に登録することができる。
5. 本条が定めた全ての要件を満たさなくても、その瑕疵が重大な誤認を招かない限り、本条の要件の主要部分を満たす通知は有効とみなす。債務者の氏名を記載しない通知書は、重大な誤認を招く通知書とみなす。

第34条 【債務者及び担保権者の名前】

1. 以下のいずれかの場合、ローマ字、クメール文字及びアラビア数字で、債務者の氏名又は名称を十分に記載した通知書とする。
 - (a) 債務者が、内務省の記録上の自然人で、通知書に本人の身分証明書に対し発行される9桁の識別番号が記載されている場合。
 - (b) 債務者が、カンボジア国民ではない自然人で、通知書に本人のパスポートの氏名及びパスポートの発行国が記載されている場合。

- (c) 債務者が、カンボジアの法律に基づき設立された又は認められる外国法人で、通知書に商業登記簿に登録された債務者名又は法律で認められた名称が記載されている場合。
 - (d) 債務者が、カンボジア王国で設立され、カンボジアの法律による営業能力を有する法人で、通知書にカンボジアの商業登記簿に登録したとおりの債務者の名称が記載されている場合。
 - (e) 債務者が、カンボジアの商業登記簿に登録されていない外国法人で、通知書に外国法人の設立国の商業登記簿に登録されたとおりの名称が記載されている場合。
2. 債務者名を十分に記載した通知書は、債務者の商号又はその他の名称の記載の有無を理由に無効とならない。債務者の商号のみを記載した通知書は、債務者名を十分に記載したとみなされない。
 3. 通知書には、複数の債務者名及び複数の担保権者名を記載することができる。
 4. ある者が担保権者の代理人であることを通知書に明記しなかった場合でも、通知の充足性には影響を及ぼさないものとする。

第35条 【変更の効力】

1. 登録した通知書は、担保権が継続する方法による売却、交換、賃貸、又はその他の処分がされた担保物に対し、担保権者が処分を知っていた場合、又は同意した場合であっても、効力が継続する。
2. 債務者が名称を変更したことにより、登録された通知書が重大な誤認を招くような場合には、当該通知書は、名称変更の前又は変更後4か月以内に債権者が取得した担保物に対する担保権の対抗要件の具備について有効とする。名称変更後4か月を過ぎた後に債権者が取得した担保物に対する担保権の対抗要件の具備が継続されるのは、名称を変更するため通知書に対する変更届が名称変更後4か月以内に登録された場合に限る⁸。
3. 上記第2項に基づき債務者名の変更があった場合を除き、通知書は、通知書登録後、状況の変化により通知書が重大な誤認を招くものとなった場合でも、継続して有効とする。

第36条 【通知の有効期間及び抹消による効果】

1. 通知書は、登録日から5年間有効とする。
2. 登録された通知書の効力は、5年経過する前に通知書の登録者が延長申請する場合を除き、5年の期間の満了をもって無効となる。
3. 通知書は5年間満了時に無効となり、登録することなく対抗要件が具備される担保権を除き、当該通知書により対抗要件が具備される担保権は、対抗要件を具備しないものとなる。

⁸ 変更後4か月経過してから取得した担保権の対抗要件の効果を継続するために、変更後4か月以内の変更届が要求されるように読めるが、原文どおりである。

4. 期間満了により担保権の対抗要件が具備されなくなった場合、従前の担保物の買主又は対価を支払った買主に対して、対抗要件は一切具備されていなかったものとみなす。

第37条 【通知の変更】

1. 当初通知は、変更届により一回又は数回の変更が可能である。変更届は、
 - (a) 当初通知書の登録番号を示す。
 - (b) 当該変更を許可した通知上の担保権者を示す。
 - (c) 通知書の変更届であることを示す。
 - (d) 通知書の全体を再記述するように、当初通知書の必要な全ての情報を記載する。
2. 通知書に定める担保物を追加する場合又は通知書に債務者を追加する変更の場合、債務者が同意を認証した記録により登録を許可することをもって、通知書は有効となる。担保合意に署名することは、債務者が、合意書に記載する担保物、及び担保合意書が果実を明示的に記載するか否かにかかわらず、担保物の果実を定める変更届の登録を許可することを意味する。
3. 通知書が複数の担保権者を定める場合、債務者の同意を認証した記録において一人の担保権者の登録を許可した場合、変更届は有効とする。
4. 担保物を追加する変更届は、追加された担保物に対しては変更届の登録日から有効とする。
5. 債務者を追加する変更届は、追加された債務者に対しては変更届の登録日から有効とする。
6. 担保物の追加又は債務者の追加に関連する変更届以外の変更届は、債務者の同意を認証した記録において担保権者が登録を許可した場合に限り、有効となる。
7. 変更届が、全ての担保権者を削除し、新しい担保権者名を定めない場合、又は全ての債務者を削除し、従前の通知書に示された債務者名を定めない場合、当該変更届は無効とする。
8. 通知上の担保権者が複数いる場合、各担保権者が変更届の登録を許可することができる。
9. 一名の通知上の担保権者による変更届の許可は、その他の通知上の担保権者の権利に影響を与えるものではない⁹。
10. 変更届の登録は、通知書の有効期間を増加することにならない。

第38条 【通知の延長】

1. 通知書の有効期間は、以下の条件を満たす延長届の登録をもって、延長することができる。
 - (a) 当初通知書の登録番号を示す。
 - (b) 延長届を許可した通知上の担保権者を示す。

⁹ 3項、8項、9項、40条5項の関係不明。

- (c) 登録を許可した担保権者に対して、通知書の効力が延長することを示す。
- 2. 当事者は、延長届を通知書の有効期限である5年の満了前6か月の間に登録することができる。
 - (a) 延長届を登録したときから、通知書の効力は、当初通知書が無効となる時点から5年間延長される。
 - (b) この効力は、延長届の登録を許可した担保権者に対してのみ延長される。
 - (c) 5年間の満了時には、担保権者が許可した延長届が満了前に登録される場合を除き、当該担保権者について通知書が無効となる。通知書を順調に延長するためには、当事者は、上述した方法で延長届を登録することができる。

第39条 【通知の抹消】

- 1. 通知書の効力は、以下の条件を満たす終了届の登録をもって、終了することができる。
 - (a) 当初通知の登録番号を示す。
 - (b) 終了届を許可した通知上の担保権者を示す。
 - (c) 終了を許可した担保権者の利益に対して、通知書が無効となることを示す。
- 2. 以下のいずれかの場合、担保権者が債務者からの書面による請求を受領した後20日以内に、担保権者は、終了届を登録しなければならない。
 - 未払いの担保債務がなく、将来貸付の合意がない場合、債務を発生させ、又はその他価値を抛出することがない場合、若しくは
 - 債務者が当初通知の登録を許可しなかった場合、若しくは
 - 通知は売却された口座又は担保付売買契約を定めるものの、当該口座の債務者又は担保付売買契約の義務を負う者が、その義務を完全に消滅させた場合である。
- 3. 終了届は、同意を認証した記録において担保権者が登録を許可した場合にのみ、通知上の担保権者の権利を終了することができる。有効な終了届の登録の際に、終了届に関する通知書は、登録を許可した担保権者について無効となる。

第40条 【通知の効力】

- 1. 本条2項の規定を除き、当初通知書、変更届、延長届又は終了届の提出、及び登録費の支払要求又は登録事務所が記録を受理することは、登録とみなす。
- 2. 以下のいずれかを理由に、登録事務所が記録の受理を拒否した場合、登録があったとみなされない。
 - (a) 当初通知書が、法令で要求される情報を提供しない場合。
 - (b) 変更届が、法令で要求される情報を提供しないか、又は変更届が既に有効期間を経過した当初通知を示す場合。
 - (c) 延長届が、当初通知書の番号を示さないか、又はこの法律で許容される6か月間以内に提出されなかった場合、又は

- (d) 終了届が、当初通知書の番号を示さない場合である。
3. 登録事務所は、本条第2項に定める以外の理由に基づき通知書の登録を拒否することができず、例外的に、登録事務所は、法定の登録料よりも低い金額の支払いの要求¹⁰を理由に拒否することができる。
- (a) 登録事務所に提出した登録料及び記録は、登録事務所により本条に定める以外の理由で拒否された場合でも、登録された記録として有効とみなす。但し、登録記録がないことを合理的に信頼して、担保物について対価を拠出した買主に対しては、効力を及ぼさない。
- (b) 登録事務所が登録の受理を拒否する場合には、登録事務所は、記録を提出した者に対し、拒否の事実及びその理由を直ちに送達しなければならない。
4. 登録された通知は、この法律に基づき登録が許可されている者により登録された場合のみ、有効とする。
5. 一名の通知上の担保権者により許可した通知は、その他の通知上の担保権者の権利に影響を与えない。
6. 登録事務所が正確な索引を付けなかったことは、記録の効力に影響を与えない。

第41条 【不正確に又は不正に登録された通知に関する請求】

1. 通知書の登録の関係者は、記録に誤りがあること又は不正に登録されたと信じる場合に、その者の氏名を記載した通知を訂正するために、登録事務所に対し訂正届を登録することができる。
2. 訂正届は、以下の条件を満たすものとする。
- (a) 当初通知書の登録番号を特定することにより訂正される記録を示す。
- (b) 訂正届であることを示す。
- (c) 記録が不正確であるとその者が信じる理由を示し、誤りの訂正方法を指定する、又は記録が不正に登録されたとその者が信じる理由を示す。
3. 訂正届の登録は、通知書の効力に影響を与えない。

第42条 【登録事務所の義務】

1. 登録事務所は登録を受理する全ての通知書について、以下を行うものとする。
- (a) 登録された記録に固有の番号を付する。
- (b) 登録の固有番号、日付及び時間を付した記録のファイルを作成する。
- (c) 一般人の閲覧用に登録された記録を保存する。
2. 登録事務所は、当初通知書について債務者名を記載し、当初通知書に関連する記録のすべての事項を当初通知書を引用する方法で索引を作成する。車両番号付き車両の車両番号を定める通知書については、登録事務所は車両番号の索引を保存しなければならない。

¹⁰ 原文どおり。

3. 登録事務所は、当初通知書に関連する全ての登録資料および当該記録に関する当初通知書に付した債務者の番号及び名称を使用して、記録の検索を調整しなければならない。車両番号付き車両の車両番号を定める通知書について、登録事務所は、車両番号付き車両の車両番号により、記録を取り出すことができるようにしなければならない。
4. 登録事務所は、有効期間満了日から10年間、効力のない通知を保管しなければならない。
5. 登録事務所の公務員は、行政事務の権限のみ有する。通知書の目次は、当事者以外の者の承認又は同意を必要としない、この法律及びカンボジアの他の法令により認める私的合意書に基づくものである。登録事務所は、効力の充足性、又は法的価値を有する証明について判断するために通知書を検査する権限を有しない。

第43条 【登録事務所からの情報】

1. 登録事務所は、要請する者に対して、以下の情報を提供しなければならない。
 - (a) 債務者について定め、かつ全ての担保権者に対し有効である全ての通知書。登録事務所が、特定する日付及び時間において、その情報を持っているか、将来得るかを問わない。
 - (b) 各通知書の登録の資料番号、日付及び時間。
 - (c) 各通知書に記載する担保権者の名前及び住所。
 - (d) 各通知書又は変更届に記載される担保物の説明。
 - (e) 各通知書に関連する各記録、並びに延長届、変更届又は終了届である記録の登録番号、日付及び時間。
2. 以下のいずれかの判断基準により、登録事務所の記録の検索を要請することができる。
 - 通知書の登録番号、又は
 - 車両番号付き車両の車両番号、又は
 - クメール国籍の自然人である債務者の身分証明書番号
 - クメール国籍を有する法人である債務者の名称
3. 登録事務所は、この職務を執行するため、方法を問わず記録を提供することができる。但し、要請がある場合には、登録事務所は、直接の資料以外に証明する証拠が必要にならないように、カンボジアの裁判所における証拠として使用できる証明書を発行することにより、記録を提供しなければならない。

第44条 【不動産の担保権の登録】

1. 第30条の規定にかかわらず、担保物が定着物、採掘される鉱物又は伐採される木材の場合、現存する土地法により設立された登記事務所で、担保権の対抗要件を具備するために通知を登録しなければならない。

2. 本項に基づき登録された通知書は、土地管理・都市計画・建設省が制定する規則に従うものとする。

第45条 【手数料】

1. 当初通知書，延長届，終了届，又は変更届の登録の手数料，認証ある検索報告書の準備の手数料，又はその他の手数料は，経済・金融省及び商業省の決定により支払われる。
2. 第1項にかかわらず，この法律は，登録事務所の電子サービスを使用して検索報告書の取得手数料を支払うものとしなない。
3. この法律に上述した手数料以外のその他の手数料は，なしとする。

第4章

実行

第46条 【債務不履行に関する総則】

1. 担保合意書の当事者は，当該契約に関する債務不履行を自由に定めることができる。
2. 債務者が債務を履行しない場合，担保権者は，以下の権利を有する。
 - (a) 担保合意書が占有又は支配について定めない場合であっても，占有権又は自分の権利にかかる担保物を管理すること
 - (b) この法律において定める権利及び解決方法
 - (c) 担保合意書で定める権利及び解決方法
 - (d) その他法令で定める権利及び解決方法
3. 担保権者は，同時にいずれかの又は全ての権利を行使することができる。
4. 担保物が口座又はその他無形財産の場合，担保権者は，訴訟を行わず，当該口座又はその他無形財産に対する権利を行使することができるが，権利譲渡又は回収権に関するこの法律の規定に従わなければならない。
5. 担保物が文書の場合，担保権者は文書又は文書に定める物品に対する権利を行使することができる。
6. 債務者が債務を履行しない場合，担保権者は，担保権者による担保物の占有又は支配を許可するよう裁判所に緊急決定を申請する権利を有する。
7. 担保権者が，占有を付与する命令を得た場合，当該命令の執行力は，通知書の登録日又は担保権の対抗要件が具備された日のいずれか早い順とする。
8. 担保権者は，入札により売却される担保物を買取ることができる。

第47条 【担保権者の回収権】

1. 債務者が口座又はその他支払いを得る権利の債務を履行しない場合，担保権者は，口座に対して直接権利を行使することができる。

2. 債務者が口座、担保付売買契約又はその他支払いを得る権利に関連する債務を履行しない場合、又は債務者が同意した場合には、担保権者は、口座の債務者又は債務者側に対し、担保権者への支払を確保するために、自分の権利を通知する権利があり、担保物の果実を支配することができる。
3. 担保権が債務を担保する場合、担保権者は担保付債務を超えて回収した金額を債務者に対して渡さなければならない。別途合意がある場合を除き、債務者は、債務額及び回収額の差額を担保権者に対して支払う責任を負う。
4. 取引が口座又は担保付売買契約の売却の場合、担保合意書に別途定めがある場合を除き、債務者は剰余金を得る権利を有さず、不足分の金額に対する責任も負わない。
5. 担保権者は、裁判手続を経ることなく、本条に基づき担保を実行できる。

第48条 【債務不履行後の担保権者の占有権】

1. 債務者が債務を履行しない場合、担保権者は、債務者が債務を履行しない後に書面で同意すれば、裁判手続を経ることなく、担保物を占有又は支配する権利を有する。
2. 債務者が債務を履行しない場合、担保権者は、担保権者による担保物の占有又は支配を許可するために、裁判所に緊急決定又は特別命令を申請する権利を有する。
 - (a) 法廷では、担保物を定める担保合意書に関する問題に注目し、少なくとも一回の債務不履行が認めなければならない。
 - (b) 担保物を債務者から差押えるために執行官又はその他職員の役務提供が必要な場合、担保権者は、経済・金融省及び司法省の共同規則に定める手数料をリエルで支払わなければならない。
3. 担保合意書に定めがある場合、担保権者は、債務者に担保権者のために担保権者が指定する合理的かつ両当事者に対する便利な場所で、担保物の組立及び提供するよう義務付けることができる。
4. 担保権者は、担保物をその所在地から取り除くことなく、機器を他人が使用できないようにすることができ、事業センター、債務者の居住地又はその他担保物の所在する場所において、担保物を処分することができる。

第49条 【債務不履行後の担保物】

1. 債務者が債務を履行しない後、担保権者は、いずれか又は全ての担保物を売却、賃貸、使用許諾又はその他処分することができる。
2. 担保物の処分は、公開又は非公開で行うことができ、一つ又は複数の契約書により行うことができる。
3. 当該処分は、この法律に基づく担保権者の義務に従う条件、時間、場所で、単位毎又は区画毎行うことができる。

4. 担保物が傷みやすいもの又はその価値が急速に下がるおそれがあるものである場合を除き、担保権者は、公開競売の時間及び場所、又は非公開競売若しくは予定する処分の時間に関する合理的な通知を債務者に対して行わなければならない。債務者は、その情報を得る権利を放棄することができる。
5. 担保権者は、当該担保権者に担保物に対する権利を有する書面を送付した他の担保権者に対して通知しなければならない。
6. 担保権者は、公開又は非公開競売で売却される担保物を買うことができる。

第50条 【処分の結果】

1. 処分の結果は、以下の順番で充当される。
 - (a) 担保権者が出費した合理的な弁護士費用及び訴訟費用を含む占有の受理、担保物の処分準備及び処分の合理的な費用
 - (b) 担保権により担保される債務の返済
 - (c) 担保物の果実¹¹の分配が完了する前に書面による請求があり、後順位担保権者が自分の権利について合理的な証拠を示した場合、担保物に対する後順位の担保権により担保される債務の返済
 - (d) 認められている無担保債務の返済
2. 別途合意がある場合を除き、担保権者は、剰余金を債務者に支払うものとし、債務者は不足分について責任を負うものとする。
3. 債務者が債務を履行しない後に、担保権者により担保物が処分され、
 - (a) 買主が善意である場合、その処分は、担保物の全ての権利が対価を拠出した買主に移転し、担保権、後順位担保権又は先取特権が消滅し、かつ
 - (b) 車両番号付きの車両の所有権に関する登録官等、担保物の所有権に関する記録を保管する登録事務所の登録官は、対価を拠出した買主に対して新しい所有権証明書を発行し、当該登録官が要請する場合、担保権者は、担保権者に対して占有を許可する裁判所命令又は債務不履行後に債務者が署名した担保権者に対し占有を移す債務者の書面合意により、新しい所有権証明書の発行を許可しなければならない。

第51条 【担保物の留置】

1. 債務不履行の後、担保権者は、全部又は一部の債務と相殺するために担保物を留置することを要請することができる。
2. 担保権者は、当該要請を債務者及び担保権者に対して担保物について利益がある旨を示した書面により請求したその他の担保権者に対して送付しなければならない。

¹¹ 競売代金のことを指すと思われる。

3. 担保権者が、通知書を送付してから 20 日以内に、通知を受ける権利のある者から、書面による異議を受領した場合、担保権者は、本章の規定により担保物を処分しなければならない。
4. 20 日間以内に異議がない場合、担保権者は、要請に従った債務者の債務を相殺するため、担保物を保管することができる。

第52条 【債務者の担保物を買戻し権】

1. 債務不履行後に、書面にて別途合意がある場合を除き、債務者又はその他の担保権者は、担保物が担保した全ての債務を履行し、弁護士費用及び合理的な訴訟費用を含め、処分のため担保物の占有、及び修理に出費した合理的な費用を支払うことにより、担保物を買戻すことができる。
2. 担保物の買戻しは、担保権者が担保物を処分する前、又は担保物を処分するための契約を締結する前、又は債務が消滅する前に行わなければならない。

第53条 【この法律の不遵守の際の担保権者の責任】

1. 担保権者が本章の要件に従わない場合、裁判所は、規定及び適切な条件に従って、担保物の処分を命じるか又は禁止することができる。
2. 担保権者は担保物の処分において、常に合理である商業上の原則に従って行わなければならない。
3. 担保物が処分された場合、債務者、通知を受ける権利を有する者、又は処分の前に自分の担保権を担保権者に通知した者は、この法律の不遵守により発生する損害の賠償を担保権者に請求する権利を有する。
4. 担保権者が定めた以外の時期又は方法で売却した場合より良い価格が得られるというだけでは、その売却自体は、商業上の原則に従わないものとはみなされない。
5. 担保権者が、担保物と同種類の財産を取り扱う事業者間の商慣行に従い担保物を処分した場合、この売却は商業上の原則に従うものとみなされる。
6. 担保物の処分方法が裁判所により承認された場合、処分は全体的に商業上の原則に従うものとみなされるが、当該承認は、この法律において要求されるものではない。

第 5 章 最終条項

第54条 【矛盾する法令】

この法律に矛盾する法令は、無効とする。

第55条 【発効日】

この法律は、緊急であると宣言される。

プノンペン，2007年5月22日